

## エコマーク商品類型 No.121

### 「リターナブル容器・包装資材 Version2.3」

#### 認定基準書

##### —適用範囲—

- A. ガラスびん、ガラス製容器・包装資材
- B. プラスチック製容器・包装資材
- C. 紙製容器・包装資材
- D. 木製・竹製容器・包装資材
- E. 金属製容器・包装資材
- F. 陶磁器・土器製容器
- G. 繊維製包装資材
- H. その他容器・包装資材

制 定 日     2007年 7月 2日  
最新改定日   2019年 4月 1日  
有 効 期 限   2027年 6月 30日

(財)日本環境協会  
エコマーク事務局